

沿岸広域振興局長告示第32号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり一般県道の供用を開始する。

令和元年12月10日

沿岸広域振興局長 石川 義 晃

- 1 路線名 碁石海岸線
- 2 供用開始の区間 大船渡市末崎町字中森124番1地先から字山根122番5地先まで
- 3 供用開始の期日 令和元年12月10日
- 4 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
 - (1) 場所 沿岸広域振興局土木部大船渡土木センター
 - (2) 期間 令和元年12月10日から令和2年1月10日まで